

緊急地震速報利用者協議会規約

平成18年12月 8日 制定

平成20年 7月 4日 改正

平成23年 6月28日 改正

平成27年 7月 3日 改正

平成28年 7月 7日 改正

緊急地震速報利用者協議会

緊急地震速報利用者協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、緊急地震速報利用者協議会と称する。

(目的)

第2条 緊急地震速報の特性を正しく理解し、地震災害の軽減に混乱なく有効な活用を図るため、緊急地震速報の提供に係る気象庁からの情報収集、緊急地震速報の住民等への伝達手段や利活用方策についての情報交換及び緊急地震速報に関する気象庁に対する要望事項についての提言等を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 気象庁等関連諸機関との情報交換
- (2) 緊急地震速報の利用を行う者の育成、利用の振興に関すること
- (3) 緊急地震速報の配信に関すること
- (4) 緊急地震速報の報道に関すること
- (5) 緊急地震速報の高度利用に関すること
- (6) 緊急地震速報に係る気象庁への提言に関すること
- (7) その他本会の目的達成に必要な事項

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、本会の目的及び事業に賛同し、この規約を承認した者で、その対象は法人を原則とするが、第5条により承認を得た個人も対象とする。

2 前項に定めるほか地方公共団体で本会に入会を希望するものは、第5条により承認を得て特別会員とする。

(入会、退会の手続き等)

第5条 入会の手続きは別紙1の入会届を、退会の手続きは別紙2の退会届を会長に提出し、理事会において審議のうえ、会長が承認する。

(会員資格の喪失)

第6条 会員（特別会員を除く。）が会費の納入をしなかったとき及び会員が会の名誉を著しく汚す等会員として適当でない行為が明らかになったときは、会員の資格を喪失する。

2 会員の資格の喪失は、理事会において審議のうえ、会長がこれを承認する。

(会員の異動報告)

第7条 会長は、会員に入会及び退会の異動があったとき会員にこれを通知する。

(会費の拠出)

第8条 本会は、会員（特別会員を除く。以下、第26条、第27条、第31条、第34条及び第35条を除き同じ。）の会費をもって運営する。

2 会員は、会の運営のため会費を毎年納入することとし、その会費は年額15,000円とする。

3 会長及び副会長は、会費の拠出を要しないものとする。

4 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(会費の拠出時期)

第9条 会費は、毎年5月31日までに次年度分を全額一括で納入するものとする。

(年度中途入会者の会費)

第10条 年度の中で新たに会員になる者は、年度の経過が半年以内のときは会費全額を、年度が半年以上経過しているときはその半額を納入するものとする。

(退会時の会費の扱い)

第11条 退会した会員へは、既に納入した会費は返還しないものとする。

(役員)

第12条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 1名
 - (3) 理事 10名以内(会長、副会長を含む。)ただし、諸情勢の変化に適応し、必要に応じ若干名を増員することができるものとする。
 - (4) 会計監事 2名以内
- 2 役員は無給とする。

(役員任期)

第13条 役員任期は、定期総会から2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(役員選出)

第14条 会長及び副会長は、会員の推薦のあった者から、総会において選出する。

- 2 理事及び会計監事は、会員に所属する者の中から、総会において選出する。

(役員任務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、会務を審議執行する。
- 4 会計監事は、会計を監査する。

(役員任期満了時の引継ぎ)

第16条 役員は、任期が満了しても、後任者に事務を引継ぐまではその職務を行うものとする。

(会議)

第17条 本会は、次の会議を持つものとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第18条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が招集する。

(定期総会)

第19条 定期総会は、年1回開催し次の事項を審議する。

- (1) 本会の基本方針に関する事項
- (2) 役員を選解任に関する事項
- (3) 事業計画及び予算の承認に関する事項
- (4) 事業報告及び決算の承認に関する事項
- (5) その他の重要事項

- 2 定期総会は、当該年度の6月1日から7月31日までの間に開催するものとする。

(臨時総会)

第20条 臨時総会は、重要な事項が発生し、会長が必要と認めるとき開催し、必要な事項を審議する。

(総会の成立)

第21条 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

(委任状)

第22条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について委任状を会長に提出するものとする。

- 2 委任状の提出のあった会員は、総会へ出席したものとみなす。

(総会の議決)

第23条 総会の議決は、他の条項で定めのある場合を除き、出席した会員(委任状を提出した会員は除く)の過半数の賛成による。

(理事会)

第24条 理事会は、第12条に規定する理事をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項

- (3) その他理事会が必要と認める事項
2 理事会は、会長が必要に応じ招集する。

(部会)

第25条 本会には、第3条に定める事業の専門的な事項について、意見や情報の交換及び協議を行うため部会を設置することができる。

(部会の設置)

第26条 部会は、会員の要請があったとき、理事会の審議を経て、会長が設置する。

- 2 部会を設置したときは、会長は次の事項を会員に通知するとともに、その後に初めて開催する総会において承認を得るものとする。なお、総会においてその承認が否決された場合には、その時点で部会は廃止される。

- (1) 部会の名称
- (2) 部会の目的
- (3) 部会の設置期間
- (4) 部会長及び部会長代理の氏名

(部会の事項)

第27条 部会は、次の事項を行うことができる。

- (1) 専門的な事項について、会員及び関連機関と意見や情報の交換を行うこと
- (2) 必要に応じて意見を取りまとめること
- (3) その他部会として必要なこと

(部会長及び部会長代理)

第28条 部会には、部会長及び部会長代理をおく。

- 2 部会長は、会長が理事会の承認を経て委嘱する。
- 3 部会長代理は、部会長が指名する。

(部会長の任務)

第29条 部会長の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長承認のもと、部会を招集すること
- (2) 部会を掌理し、会議の議長を務めること
- (3) その他当該部の運営に関すること

(部会長代理の任務)

第30条 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故ある時はその職務を代理する。

(部会の参加)

第31条 会員は、いずれの部会へも参加することができるものとする。

(部会の結論)

第32条 部会の結論は、部会長が理事会の承認を経て会長へ報告のうえ、意見・要望を部会長名で公表することができる。

また、部会長は部会での結論を総会に報告して、その承認を得ることにより本会の名において公表することができる。

(部会の終了)

第33条 任務を終えた部会は、部会長の報告に基づき理事会の審議を経て終了するものとする。

(議題等の提出)

第34条 会員は、本会に随時、議題等を提案することができる。

- 2 会員が提案をするときは、その主旨を明記のうえ、会長（部会にあっては部会長）に提出するものとする。
- 3 会長（部会長）は、会員から提案のあった事項について、理事会の審議を経て、その扱いを定め、提出のあった会員へ通知し、処理する。

(議事録)

第35条 総会、理事会、部会における議事内容は、議事録をもって記録する。

- 2 議事録は、会員に配布する。
- 3 議事録は、事務局が作成し保管する。

(資産及び経費)

第36条 本会の資産及び経費は、会費、寄付金品、その他の収入及び支出からなる。

(予算)

第37条 収入及び支出の予算は、理事会、総会の審議を経て、会長が定める。

(予算外の支出)

第38条 予算外の支出は、総会の決定を要する。

(暫定支出)

第39条 新たな年度に入り、新たな予算が承認されるまでの間の必要な経費は、暫定として会長の裁量により支出できるものとする。この場合の支出は、事務費等にとどまるものとする。

(決算報告)

第40条 会長は、事業の年度の収支について、決算書を作成し、これを総会に報告しなければならない。

(寄付その他の費用)

第41条 寄付又は委託等についての受取り又は支出は、理事会の審議を経て、会長がこれを定める。

(規約の改廃)

第42条 本規約を改正するときは、総会に出席した会員（委任状を提出した会員は除く）の3分の2以上の賛同を必要とする。

(会の解散)

第43条 本会を解散するときは、会員の4分の3以上の賛同を必要とする。

(財産の処分)

第44条 本会を解散するときの残余財産の処分の方法については、総会において決定する。

(事務局)

第45条 事務を処理するため、本会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(規約によりがたい事項)

第46条 本規約によりがたい事項は、理事会の審議を経て、会長がこれを定める。

2 会長は、その定めた事項を会員に通知する。

附 則

1 この規約は本会の発足の日（平成18年12月8日）から適用する。

2 平成18年度の会費は、第8条2及び第10条の規定にかかわらず1万円とする。

3 設立総会で選任された役員の任期については、本協議会設立後、最初に開催される定期総会までとする。

入 会 届

緊急地震速報利用者協議会

会長 殿

緊急地震速報利用者協議会の目的と事業に賛同し、その規約を同意のうえ、入会します。

年 月 日

住所

法人名

代表者名

印

退 会 届

緊急地震速報利用者協議会

会長

殿

緊急地震速報利用者協議会を退会します。

年 月 日

住所

法人名

代表者名

印